

長野大学後援会会則

(名称)

第 1 条 本会は、長野大学後援会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、長野大学及び大学院（以下「大学」という。）と家庭との緊密な連携の下に学生の修業と人格の陶冶に、より効果的な結実を計り、併せて会員相互の親睦と大学の興隆に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1 勉学環境の整備などについての助成
- 2 学生の指導、厚生への協力
- 3 総会、役員会ならびに大学当局との連絡、懇談会等の開催
- 4 学生の表彰
- 5 その他前条の目的達成のため必要と認める事業

(組織)

第 4 条 本会は、大学在学生の父母兄弟その他左記に代わる保証人をもって組織する。また、卒業生の父母兄弟その他左記に代わる保証人も会員になることができる。

(役員)

第 5 条 本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 7名
- 3 評議員 各学年5名以内
- 4 監事 2名
- 5 幹事 若干名

(役員任期)

第 6 条 役員任期は子弟の在学期間とする。

(役員任務)

第 7 条

- 1 会長は本会を代表し、会務を掌理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 評議員は会長の招集により、評議員会を開き会務を審議する。
- 4 監事は会計の監査にあたる。
- 5 幹事は会長の指示により、会務会計を処理する。

(役員選任)

第 8 条

- 1 会長は、評議員会で会員の中から選出する。
- 2 副会長は、評議員会で該当学年会員の中から選出する。
- 3 評議員および監事は、総会において該当学年会員の中から選出する。
- 4 前1・2項は、総会で報告しなければならない。
- 5 幹事は、大学事務局職員の中から会長が委嘱する。

(支部設置)

第 9 条 1 本会に支部を置く。

2 支部の区域は、別に定める。

(名誉会長)

第 10 条 本会に名誉会長を置く。名誉会長には長野大学長を推戴する。

(相談役)

第 11 条 本会に相談役を置く。相談役はすべての会議に出席して意見を述べる事ができる。
相談役は次の者とする。

- 1 社会福祉学部長、環境ツーリズム学部長、企業情報学部長、学生支援センター長、事務局
局長
- 2 評議員会の推薦する者

(総会)

第 12 条 総会は毎年 1 回 5 月中に会長が招集して開催する。
但し、会長が必要と認めた時は、評議員会の議を経て、臨時総会を開くことができる。

(経費)

第 13 条 本会の経費は、会員の会費・寄付金・その他をもってあてる。

(会費)

第 14 条

- 1 会費は年額金 14,000 円とし、毎年 4 月に納入する。
- 2 卒業生の父母兄弟、保証人の会費は別に定める。

(会計年度・予算および決算)

第 15 条

- 1 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日に終わる。
- 2 予算および決算は、評議員会の議決および承認を経、また、決算は監事の監査を経て、
会員に報告しなければならない。

(会則の改正)

第 16 条 本会則を改正するには、評議員会の議を経て、総会で議決する。

(事務局)

第 17 条 本会の事務局は、長野大学事務局におく。

附 則 本会則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

本会則は、昭和 49 年 4 月 1 日改正

本会則は、昭和 55 年 4 月 1 日改正

本会則は、昭和 57 年 4 月 1 日改正

本会則は、昭和 63 年 4 月 1 日改正

本会則は、平成 元年 4 月 1 日改正

本会則は、平成 6 年 4 月 1 日改正

本会則は、平成 8 年 4 月 1 日改正

本会則は、平成 9 年 4 月 1 日改正

本会則は、平成 10 年 4 月 1 日改正

本会則は、平成 11 年 4 月 1 日改正

本会則は、平成 15 年 4 月 1 日改正

本会則は、平成 25 年 4 月 1 日改正

本会則は、令和 元年 7 月 1 日改正

本会則は、令和 3 年 4 月 1 日改正